

総合火災共済普通共済約款

最終改定 令和3年4月1日
北海道火災共済協同組合

第1章 共済契約の締結

第1条 (共済契約の締結)

総合火災共済契約は、この約款によって締結します。

第2条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
カ	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金とその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。
	共済価額	損害が生じた地および時における共済の対象の価額をいいます。
	共済期間	共済契約証書記載の共済期間をいいます。
	共済金	損害共済金、水害共済金、臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金、失火見舞費用共済金、地震火災費用共済金または修理付帯費用共済金をいいます。
	共済の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注)を差し引いた額をいいます。ただし、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材は、仕入価額または原価等のその共済の対象の性質または状況に応じた価額とし、第3条(共済の対象の範囲)(3)の①に掲げる物(1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。)は、その共済の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注)減価額は、共済の対象の種類ごとに、次のア.からウ.までの額を限度とします。 ア. 建物(第3条(共済の対象の範囲)(3)の③および同条(4)に掲げる物を含みます。)適切な維持・管理がなされているものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の80%に相当する額を限度とします。 イ. 家財または什器・備品・器具・工具 日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 ウ. 設備・装置または機械 稼働しているものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは、保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
	継続契約	共済契約を継続更新前と同じ契約条件にて自動的に継続更新することをいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって組合が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の共済契約等に関する事項を含みます。
サ	再調達価額	共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
	残存物取片づけ費用	損害を受けた共済の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

用語	定義
サ 敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。
住宅物件	単に住居のみに使用される建物、屋外設備・装置およびこれらの収容家財をいいます。
修理付帯費用	共済の対象に損害が生じた結果、その共済の対象の復旧に要した費用のうち組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をいいます。
商品・製品等	非住宅物件のうち商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
設備・什器等	非住宅物件のうち設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって共済の対象について生じた損害を含みます。
タ 建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の共済契約等	この共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の建物または建物以外のものについて締結された第7条(共済金の支払)の損害または費用を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ナ 日火連	全日本火災共済協同組合連合会をいいます。
年額共済掛金	共済契約の共済期間中の共済掛金をいいます。
ハ 払込期日	第2回以降の分割共済掛金をその払込期間中、月単位の共済期間に属する月の10日をいいます。
被災世帯	第7条(共済金の支払)(9)②の損害が生じた世帯または法人をいいます。
非住宅物件	住宅物件以外の物をいいます。
マ 未払込分割共済掛金	年額共済掛金から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。
ヤ 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第3条 (共済の対象の範囲)

- (1) この共済契約における共済の対象は、日本国内に所在する共済契約証書記載の建物またはこれに収容される動産(物置、車庫その他の付属建物が共済契約証書記載の建物に含まれる場合は、これに収容される動産を含みます。)とします。
- (2) 次の①または②に掲げる物は、共済の対象に含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- (3) 次の表に掲げる物は、共済契約証書に明記されていない場合は、共済の対象に含まれません。

住宅物件の場合	非住宅物件の場合
① 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの	① 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物	② 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
	③ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

- (4) 建物が共済の対象である場合は、次の表に掲げる物のうち、被共済者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、共済の対象に含まれます。

住宅物件の場合	非住宅物件の場合
① 畳、建具その他これらに類する物	① 畳、建具その他これらに類する物
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの	② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの	③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物	

- (5) 家財が共済の対象である場合は、被共済者と生計を共にする親族の所有する家財で共済契約証書記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、共済の対象に含まれます。
- (6) 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が共済の対象であるときは、(4)の表の①から③までに掲げる物で、被共済者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、共済の対象に含まれます。
- (7) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が共済の対象であるときは、(4)の表の①から③までに掲げる物で、被共済者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、共済の対象に含まれます。
- (8) 家財が共済の対象である場合において、生活用の通貨または預貯金証書に第7条(共済金の支払)(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを共済の対象として取り扱います。
- (9) 設備・什器等が共済の対象である場合において、業務用の通貨または預貯金証書に第7条(共済金の支払)(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを共済の対象として取り扱います。
- (10)(8)および(9)の場合において、この約款にいう共済価額および共済金額ならびに共済契約証書記載の家財または設備・什器等の共済金額は、通貨および預貯金証書以外の共済の対象についてのものとします。

第4条 (包括契約の場合の共済の対象の範囲)

2以上の共済の対象について包括して共済契約を締結する場合において、住宅物件の共済の対象と非住宅物件の共済の対象を同時に含めることはできません。

第5条 (共済の対象の調査)

組合は、いつでも共済の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第6条 (共済責任の始期および終期)

- (1) 組合の共済責任は、共済期間の初日の午前0時(共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、当該年度末の3月31日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 共済期間が始まった後でも、組合は、共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。

第2章 共済金の支払

第7条 (共済金の支払)

- (1) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって共済の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。
- ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下この条において同様とします。)
- (2) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって共済の対象が損害(風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(注1)が次の①から③までのいずれかに該当する事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎり

ます。以下(2)において同様とします。)を受け、その損害の額が20万円以上となった場合は、その損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに共済の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

① 風災(台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。)

② 雹災

③ 雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩^{なだれ}をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)(注2)

(注1)「建物の外側の部分」とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注2) ③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第42条(共済金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

(3) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって共済の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。

① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。以下(6)において同様とします。)または(2)もしくは(6)の事故による損害を除きます。

② 次のアもしくはイのいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れ。ただし、(2)もしくは(6)の事故による損害または給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。以下②において同様とします。)自体に生じた損害を除きます。

ア. 給排水設備に生じた事故

イ. 被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故

③ 騒擾およびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条(2)の①に至らないものをいいます。)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(4) 組合は、盗難によって共済の対象である建物、家財または設備・什器等について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。

(5) 組合は、家財が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における生活用の通貨もしくは預貯金証書の盗難によって損害が生じたとき、または設備・什器等が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における業務用の通貨もしくは預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

① 共済契約者または被共済者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

(6) 組合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって共済の対象が損害を受け、その損害の状況が次の表のいずれかに該当する場合は、その損害に対して、この約款に従い、水害共済金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、共済の対象が建物であるときはその建物ごとに、共済の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が共済の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

住宅物件の場合	非住宅物件の場合
① 共済の対象である建物または家財にそれぞれの共済価額の30%以上の損害が生じた場合	① 共済の対象である建物または家財にそれぞれの共済価額の30%以上の損害が生じた場合
② 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注)を被った結果、共済の対象である建物または家財にそれぞれの共済価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合	② 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注)または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、共済の対象である建物または家財にそれぞれの共済価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合

住宅物件の場合	非住宅物件の場合
<p>③ ①および②に該当しない場合において、共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注)を被った結果、共済の対象である建物または家財に損害が生じた場合</p>	<p>③ ①および②に該当しない場合において、共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注)または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、共済の対象である建物または家財に損害が生じた場合</p> <p>④ 共済の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水(注)または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、共済の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合</p>
<p>(注) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。</p>	

- (7) 組合は、(1)から(3)までの損害共済金が支払われる場合において、それぞれの事故によって共済の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用共済金を支払います。
- (8) 組合は、(1)から(3)までの損害共済金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用共済金を支払います。
- (9) 組合は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合は、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用共済金を支払います。
- ① 共済の対象または共済の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。)の所有物で、被共済者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
 - ② 第三者の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものにかぎります。)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (10) 組合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって共済の対象が損害を受け、その損害の状況が次の①から③までに該当する場合(この場合においては、次条(2)の②の規定は適用しません。)は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、地震火災費用共済金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、共済の対象が建物であるときはその建物ごとに、共済の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が共済の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ① 共済の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき(建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の共済価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下②および③において同様とします。)
 - ② 共済の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物が半焼以上となったとき、またはその家財が全焼となったとき(家財の火災による損害の額が、その家財の共済価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には第3条(共済の対象の範囲)(3)の表の①に掲げる物は含みません。)
 - ③ 共済の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物が半焼以上となったとき。
- (11) 組合は、非住宅物件の場合にかぎり、(1)の事故によって共済の対象に損害が生じた結果、その共済の対象の復旧にあたり次の①から⑦までのいずれかに該当する費用(居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)が発生した場合は、修理付帯費用に対して、この約款に従い、修理付帯費用共済金を支払います。
- ① 損害が生じた共済の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(被共済者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被共済者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。)
 - ② 共済の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、共済の対象に損害が生じた時からその共済の対象の復旧完了までの期間(共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下⑤において「復旧期間」といいます。)を超える期間に対応する費用を除きます。

- ③ 損害が生じた共済の対象である設備または装置を再稼動するために要する共済の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた共済の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の共済の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた共済の対象の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。)。ただし、損害が生じた共済の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた共済の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(共済の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が生じた共済の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

第3章 共済金を支払わない損害

第8条 (共済金を支払わない損害)

- (1) 組合は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 共済契約者、被共済者(共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 共済の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
 - ④ 共済契約者または被共済者が所有(所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。)または運転(共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。)する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ⑤ 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ⑥ 前条(1)から(3)までの事故または(6)もしくは(10)の事故の際における共済の対象の紛失または盗難
 - ⑦ 共済の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- (2) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、前条の事故による場合を除き、共済金を支払いません。
 - ① 電氣的事故による炭化または溶融の損害
 - ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- (4) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害(前条の事故が生じた場合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害にかぎります。)に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済の対象の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化(共済の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
- (5) 組合は、共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、共済金を支払いません。

第4章 共済金の支払額

第9条 (損害の額)

- (1) 組合が第7条(共済金の支払)(1)から(4)までの損害共済金および(6)の表の①の水害共済金として支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。この場合において、損害が生じた共済の対象を修理することができる場合は、共済価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費 (注1)	-	修理によって共済の対象の価額が 増加した場合は、その増加額(注2)	-	修理に伴って生じた残存物が ある場合は、その価額	=	損害の額
-------------	---	--------------------------------------	---	-----------------------------	---	------

- (注1) 修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象の復旧に際して、組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (注2) 増加額は、共済の対象の種類ごとに、次のアからウまでの額を限度とします。なお、これらの限度はその損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。
- ア. 建物(第3条(共済の対象の範囲)(3)の③および同条(4)に掲げる物を含みます。)
適切な維持・管理がなされているものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の80%に相当する額を限度とします。
- イ. 家財または什器・備品・器具・工具
日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
- ウ. 設備・装置または機械
稼働しているものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された共済の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その共済価額を限度とします。

第10条 (損害共済金の支払額)

- (1) 組合は、前条の規定による損害の額に基づいて、次に掲げる額を損害共済金として支払います。
- ① 共済金額が共済価額の80%に相当する額以上の場合、共済金額を限度とし、損害の額
- ② 共済金額が共済価額の80%に相当する額より低い場合は、共済金額を限度とし、次の算式によって算出した額

前条の規定による損害の額	×	$\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額の80\%に相当する額}}$	=	損害共済金の額
--------------	---	--	---	---------

- (2) 第3条(共済の対象の範囲)(3)の①に掲げる物を共済契約証書に明記して共済の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの組合の支払うべき損害共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

第11条 (損害共済金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合)

- (1) 第7条(共済金の支払)(5)の生活用の通貨または業務用の通貨の盗難の場合は、組合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の表に掲げる額を限度とし、その損害の額を損害共済金として支払います。

区 分	住宅物件の場合	非住宅物件の場合
生活用の通貨	20万円または家財の共済金額のいずれか低い額	20万円または家財の共済金額のいずれか低い額
業務用の通貨		30万円または設備・什器等の共済金額のいずれか低い額

- (2) 第7条(共済金の支払)(5)の生活用の預貯金証書または業務用の預貯金証書の盗難の場合は、組合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の表に掲げる額を限度とし、その損害の額を損害共済金として支払います。

区 分	住宅物件の場合	非住宅物件の場合
生活用の預貯金証書	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額
業務用の預貯金証書		300万円または設備・什器等の共済金額のいずれか低い額

第12条 (水害共済金の支払額)

組合は、第9条(損害の額)の規定による損害の額に基づいて、第7条(共済金の支払)(6)の水害共済金として、次の表に掲げる算式によって算出した額を支払います。この場合において、共済金額が共済価格を超えるときは、算式の共済金額は共済価格とします。

① 第7条(共済金の支払)(6)の表の①に該当する場合	$\text{共済金額} \times \frac{\text{第9条(損害の額)(1)の規定による損害の額}}{\text{共済価額}} = \text{水害共済金の額}$
② 第7条(共済金の支払)(6)の表の②に該当する場合	$\text{共済金額} \times \text{支払割合}(20\%) = \text{水害共済金の額 (注)}$ (注)1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額を限度とします。
③ 第7条(共済金の支払)(6)の表の③に該当する場合	$\text{共済金額} \times \text{支払割合}(10\%) = \text{水害共済金の額 (注)}$ (注)1回の事故につき、1敷地内ごとに150万円または損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額を限度とします。
④ 第7条(共済金の支払)(6)の表の④に該当する場合	$\text{共済金額} \times \text{支払割合}(25\%) = \text{水害共済金の額 (注)}$ (注)1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円または損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額を限度とします。

第13条 (臨時費用共済金の支払額)

- (1) 組合は、第7条(共済金の支払)(7)の臨時費用共済金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の表に掲げる額を限度とします。

$$\text{第7条(共済金の支払)(1)から(3)までの損害共済金} \times \text{支払割合}(30\%) = \text{臨時費用共済金の額}$$

住宅物件の場合	非住宅物件の場合
100万円	500万円

- (2) (1)の場合において、組合は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、臨時費用共済金を支払います。

第14条 (残存物取片づけ費用共済金の支払額)

- (1) 組合は、第7条(共済金の支払)(1)から(3)までの損害共済金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(8)の残存物取片づけ費用共済金として支払います。
- (2) (1)の場合において、組合は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用共済金を支払います。

第15条 (失火見舞費用共済金の支払額)

- (1) 組合は、第7条(共済金の支払)(9)の失火見舞費用共済金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(9)の①の事故が生じた敷地内に所在する共済の対象の共済金額(共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とし、また、被共済者が2名以上ある場合は、それぞれの被共済者に属する共済の対象に対して割り当てられるべき共済金額をいいます。)の20%に相当する額を限度とします。

$$\text{被災世帯の数} \times 1 \text{ 被災世帯あたりの支払額(20万円)} = \text{失火見舞費用共済金の額}$$

- (2) (1)の場合において、組合は、(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、失火見舞費用共済金を支払います。

第16条 (地震火災費用共済金の支払額)

- (1) 組合は、第7条(共済金の支払)(10)の地震火災費用共済金として、次の算式(共済金額が共済価額を超える場合は、算式の共済金額は、共済価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{共済金額} \times \text{支払割合(5\%)} = \text{地震火災費用共済金の額}$$

- (2) (1)ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第17条 (修理付帯費用共済金の支払額)

- (1) 組合は、非住宅物件の場合にかぎり、1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が生じた共済の対象の所在する敷地内にかかるこの共済契約の共済金額(共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とし、また、被共済者が2名以上ある場合は、それぞれの被共済者に属する共済の対象に対して割り当てられるべき共済金額をいいます。)に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第7条(共済金の支払)(11)の修理付帯費用共済金として支払います。
- (2) (1)の場合において、組合は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、修理付帯費用共済金を支払います。

第18条 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、共済金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を共済金として支払います。

- ① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合

$$\text{この共済契約の支払責任額}$$

- ② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合

$$\text{支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。}$$

- (2) (1)の場合において、他の共済契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの共済契約によって支払われるべき損害共済金の額を差し引いた残額について共済金または保険金を支払う旨の約定があるときは、第7条(共済金の支払)(1)から(4)までの損害共済金および同条(6)①の水害共済金については、その他の共済契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3) (1)の場合において、第7条(共済金の支払)(7)の臨時費用共済金および同条(8)の残存物取片づけ費用共済金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(3)までの損害共済金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第19条 (包括契約の場合の共済金の支払額)

2以上の共済の対象を1共済金額で契約した場合は、それぞれの共済価額の割合によって共済金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの共済の対象に対する共済金額とみなし、第10条(損害共済金の支払額)(1)、第12条(水害共済金の支払額)および第16条(地震火災費用共済金の支払額)(1)の規定をおのおの別に適用します。

第5章 告知義務・通知義務等

第20条 (告知義務)

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、組合に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 組合は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 組合が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(組合のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 共済契約者または被共済者が、第7条(共済金の支払)の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出て、組合がこれを承認した場合。なお、組合が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に組合に告げられていたとしても、組合が共済契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が第7条(共済金の支払)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第30条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第7条(共済金の支払)の事故による損害については、適用しません。

第21条 (通知義務)

- (1) 共済契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。
- ① 共済の対象または共済の対象を収容する建物について次の事実があったとき。
 - ア. 構造または用途を変更したこと。
 - イ. 建物内において行う事業を変更したこと。
 - ② 共済の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、共済契約締結の際に組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎり、)が発生したこと。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。

- (4) (2)の規定による解除が第7条(共済金の支払)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第30条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第7条の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第7条(共済金の支払)の事故による損害については、適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲(共済掛金を増額することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合は、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が第7条(共済金の支払)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第30条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第7条の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

第22条 (共済契約者の住所変更)

共済契約者が共済契約証書記載の住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。

第23条 (共済の対象の譲渡)

- (1) 共済契約締結の後、被共済者が共済の対象を譲渡する場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、共済契約者がこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務を共済の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、共済の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を組合に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 組合が(2)の規定による承認をする場合は、第25条(共済契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、共済の対象が譲渡された時に共済の対象の譲受人に移転します。

第24条 (共済契約の無効)

共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

第25条 (共済契約の失効)

- (1) 共済契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に共済契約は効力を失います。
- ① 共済の対象の全部が滅失した場合。ただし、第43条(共済金支払後の共済契約)(1)の規定により共済契約が終了した場合を除きます。
 - ② 共済の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第26条 (共済契約の取消し)

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって組合が共済契約を締結した場合は、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第27条 (共済金額の調整)

- (1) 共済契約締結の際、共済金額が共済の対象の価額を超えていたことにつき、共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、共済契約者は、組合に対する通知をもって、その超過部分について、この共済契約を取り消すことができます。
- (2) 共済契約締結の後、共済の対象の価額が著しく減少した場合は、共済契約者は、組合に対する通知をもって、将来に向かって、共済金額について、減少後の共済の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第28条（共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、組合に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、共済金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第29条（重大事由による解除）

(1) 組合は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

① 共済契約者または被共済者が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 共済契約者または被共済者が、次のア.からオ.までのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が第7条(共済金の支払)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第7条の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

(3) 共済契約者または被共済者が(1)の③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。

第30条（共済契約解除の効力）

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第31条（共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第20条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき、計算した共済掛金を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき、既収掛金から危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時の属する月以降の期間をいいます。)に対し月割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。

(3) 組合は、共済契約者が(1)または(2)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合(組合が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(4) (1)または(2)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(3)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第7条(共済金の支払)の事故による損害については適用しません。

- (6) (1)および(2)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を組合に通知し、承認の請求を行い、組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき、既収掛金のうち共済掛金の変更が生じた時以降の期間(共済契約者からの書面に基づく共済掛金の変更が生じた時の属する月以降の期間をいいます。)に対して月割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に従い、共済金を支払います。

第32条 (共済掛金の返還—契約の無効または失効の場合)

- (1) 第24条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合は、組合は、共済掛金を返還しません。
- (2) 共済契約が失効となる場合は、組合は、既収掛金からその日の属する月までの既経過期間に対応する月割計算による共済掛金を差し引いた残額を返還します。

第33条 (共済掛金の返還—取消しの場合)

第26条(共済契約の取消し)の規定により、組合が共済契約を取り消した場合は、組合は、共済掛金を返還しません。

第34条 (共済掛金の返還—共済金額の調整の場合)

- (1) 第27条(共済金額の調整)(1)の規定により、共済契約者が共済契約を取り消した場合は、組合は、共済契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。
- (2) 第27条(共済金額の調整)(2)の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合は、組合は、既収掛金のうち減額が生じた時以降の期間(共済契約者が共済金額の減額を請求した時の属する月以降の期間をいいます。)に対して月割をもって減額する共済金額に相当する共済掛金を返還します。

第35条 (共済掛金の返還—契約解除の場合)

- (1) 第20条(告知義務)(2)、第21条(通知義務)(2)もしくは(6)、第29条(重大事由による解除)(1)または第31条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、組合が共済契約を解除した場合は、組合は、既収掛金からその日の属する月までの既経過期間に対応する月割計算による共済掛金を差し引いた残額を返還します。
- (2) 第28条(共済契約者による共済契約の解除)の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合は、組合は、既収掛金からその日の属する月までの既経過期間に対応する月割計算による共済掛金を差し引いた残額を返還します。

第6章 損害の発生

第36条 (事故の通知)

- (1) 共済契約者または被共済者は、共済の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の共済契約等の有無および内容(既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)を組合に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 共済の対象について損害が生じた場合は、組合は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれに収容されていた被共済者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第37条 (損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 共済契約者または被共済者は、第7条(共済金の支払)の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、共済契約者または被共済者が、第7条(共済金の支払)(1)の損害の発生または拡大の防止

のために必要または有益な費用を支出したときは、この共済契約に適用される普通共済約款または特約の規定により共済金が支払われないとき(免責金額を差し引くことにより共済金が支払われない場合を除きます。)を除き、組合は、次の①から③までに掲げる費用にかぎり、これを負担します。ただし、同条(10)の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- (3) 共済契約者または被共済者が正当な事由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、組合は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第7条(共済金の支払)の} \quad \text{損害の発生または拡大を防止} \\ \text{事故による損害の額} \quad \text{—} \quad \text{することができたと認められる額} \quad \text{=} \quad \text{損害の額}$$

- (4) 第10条(損害共済金の支払額)(1)の②、第18条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)(1)および第19条(包括契約の場合の共済金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第18条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは、「第37条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって組合が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、組合は、(2)に規定する負担金と他の共済金との合計額が共済金額を超えても、これを負担します。

第38条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 組合が第7条(共済金の支払)(1)から(4)までの損害共済金または(6)の水害共済金を支払った場合でも、共済の対象の残存物について被共済者が有する所有権その他の物権は、組合がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、組合に移転しません。
- (2) 盗取された共済の対象について、組合が第7条(共済金の支払)(4)の損害共済金を支払う前にその共済の対象が回収された場合は、第9条(損害の額)(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 共済の対象が盗取された場合に、組合が第7条(共済金の支払)(4)の損害共済金を支払ったときは、組合は、支払った共済金の額の共済価額に対する割合によって、その盗取された共済の対象について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被共済者は、支払を受けた損害共済金に相当する額(第9条(損害の額)(2)の費用に対する損害共済金に相当する額を差し引いた残額とします。)を組合に支払って、その共済の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第39条 (支払共済金に関する異議の処理)

- (1) 支払共済金の決定について、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に異議のある場合は、書面をもって組合に対し、再審査を請求することができます。
- (2) 組合は、(1)の請求があった場合は、審査委員会において再審査するものとします。

第40条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②の額を限度とします。
 - ① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合

被共済者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合

被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 共済契約者および被共済者は、組合が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

第41条 (共済金の請求)

- (1) 組合に対する共済金請求権は、第7条(共済金の支払)の事故による損害が発生した時から発生し、これを使用することができるものとします。
- (2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、共済契約証書に添えて次の①から④までの書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。
- ① 共済金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ 共済の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ その他組合が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
- ① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者にかぎりません。以下(3)において同様とします。)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、組合は、共済金を支払いません。
- (5) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第42条 (共済金の支払時期)

- (1) 組合は、被共済者が前条(2)および(3)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、共済金を支払います。
- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(共済価額を含みます。)および事故と損害との関係
 - ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、組合は、請求完了日からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。)	180日
② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項を確認するための調査	60日
④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第43条 (共済金支払後の共済契約)

- (1) 第7条(共済金の支払)(1)から(4)までの損害共済金または同条(6)の水害共済金の支払額がそれぞれ1回の事故につき共済金額(共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、組合が共済金を支払った場合においても、この共済契約の共済金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、共済契約が終了した場合は、組合は共済掛金を返還しません。
- (4) おのおの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第7章 その他の事項

第44条 (共済掛金の払込み)

- (1) 共済掛金は、月割単位で計算します。ただし、1月末満の日数は1月として計算します。
- (2) 共済契約者は、年額共済掛金を一括して共済契約の締結と同時に払い込むものとします。ただし、組合の定めた分割払により払い込むことができるものとします。
- (3) (2)の分割払の場合、共済契約者は、払込期日までに払い込むものとします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、加算掛金は年額共済掛金の全額を一括して共済契約の締結と同時に払い込むものとします。

第45条 (共済掛金払込みの猶予期間)

- (1) 第2回以降の共済掛金の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月の10日までとします。
- (2) 組合は、(1)の共済掛金払込みの猶予期間経過後、共済掛金の払込遅滞中に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

第46条 (損害発生の場合の共済掛金)

年額共済掛金の払込みを完了する前に、第43条(共済金支払後の共済契約)の規定によりこの共済契約が終了する場合には、共済契約者は、共済金の支払を受ける以前に未払込分割共済掛金の全額を一時に払い込まなければなりません。

第47条 (共済契約の自動継続更新)

- (1) この共済契約の共済期間が満了する場合、組合は、共済契約者に対して継続更新に関する内容を共済期間の終期の30日前までに通知し、継続契約します。以後毎年同様とします。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合、共済契約は継続更新されません。
 - ① 共済契約者が、共済期間の終期の14日前までに共済契約を継続更新しない旨を通知したとき。
 - ② 組合が、共済期間の満了に際し、正当な事由により、共済契約の継続をしない旨共済契約者に通知したとき。
- (2) (1)の継続契約の共済期間は、共済期間の終期の翌日午前0時に始まり、当該年度末の3月31日午後12時に終わるものとし、更新前の共済契約に付帯された特約についても引き続き適用されるものとします。
- (3) 継続契約の共済掛金は、払込期日までに払い込むものとし、第45条(共済掛金払込みの猶予期間)の規定は継続契約についても、これを適用します。

- (4) (1)の規定によりこの共済契約を継続更新する場合において、共済契約申込書に記載した事項および共済契約証書に記載された事項に変更があったときは、共済契約者または被共済者は、書面をもってこれを組合に通知しなければなりません。この場合の通知については、第20条(告知義務)(2)から(5)までの規定を適用します。
- (5) この共済契約が(1)の規定により継続更新された場合は、組合は、共済契約証書または共済契約継続証を発行します。

第48条 (共済契約者の変更)

- (1) 共済契約締結の後、共済契約者は、組合の承認を得て、この共済契約に適用される普通共済約款ならびに特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被共済者が共済の対象を譲渡する場合は、第23条(共済の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、共済契約者は書面をもってその旨を組合に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第49条 (共済契約者または被共済者が複数の場合の取扱い)

- (1) この共済契約について、共済契約者または被共済者が2名以上である場合は、組合は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者または被共済者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、共済契約者または被共済者の中の1名に対して行う組合の行為は、他の共済契約者または被共済者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 共済契約者または被共済者が2名以上である場合は、各共済契約者または被共済者は連帯してこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する義務を負うものとします。

第50条 (満期返戻金)

- (1) 組合は、共済契約の終了に際し、共済契約者に対し別に定める「満期返戻金に関する規約」により満期返戻金を支払います。ただし、共済金の支払いを受け、共済契約が終了した者に対しては、支払いません。
- (2) 共済契約者は、引き続き共済契約を締結する場合に、(1)の満期返戻金の全部または一部をその共済契約の共済掛金に充当することができます。

第51条 (時効)

共済金請求権は、第41条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第52条 (共済金の削減または共済掛金の追徴)

組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金、諸積立金、地方公共団体の支払保証等をもってうめることができなかった場合は、総代会の議決を経て、共済金を削減し、または共済掛金を追徴することができます。

第53条 (訴訟の提起)

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第54条 (雑則)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第8章 日火連の共済責任

第55条 (日火連の責任開始)

- (1) 日火連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済責任を負います。
- (2) (1)の日火連の共済責任は、組合の共済責任と同時に開始します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、第58条(約款の規定の読替え)の適用がある場合を除き、この約款に定める共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為は、組合において取扱うものとします。

第56条（組合の行為の取扱い）

- (1) 組合とこの約款の規定により権利義務を有するものとの間でなされた共済契約に関する行為の効果は、日火連にも及びます。
- (2) 組合につき(1)の行為の無効または取消しの原因がある場合は、日火連についても無効または取消しの原因があるものとして取扱います。

第57条（日火連による補償の継続）

組合は、組合が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その①から③の時からそれぞれ、共済契約の当事者の地位を失い、日火連のみが共済契約の当事者となります。

- ① 中小企業等協同組合法の規定による火災共済規程の認可取消しの処分を受けた場合は、取消しの効力が生じた時
- ② 解散の議決をした場合または中小企業等協同組合法の規定による解散の命令があった場合は、解散議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時
- ③ 破産法、民事再生法の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった場合は申立ての時。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられた場合その他日火連が不相当な申立てと認めた場合を除きます。

第58条（約款の規定の読替え）

日火連のみが共済契約の当事者である場合は、「組合」とあるのは「日火連」と読み替えて、この約款の規定を適用します。

別表（他の共済契約等がある場合の共済金の支払限度額）

共済金の種類		支払限度額
1	第7条(共済金の支払)(1)から(3)までの損害共済金	損害の額
2	第7条(共済金の支払)(4)の損害共済金	(1) 第3条(共済の対象の範囲)(3)の表の①に掲げる物 1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円(注)または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の共済契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 上記以外の物	損害の額
3	第7条(共済金の支払)(5)の損害共済金	(1)生活用の通貨 1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円(注)または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の共済契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 業務用の通貨	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円(注)または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の共済契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(3) 生活用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(注)または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の共済契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(4) 業務用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注)または損害の額のいずれか低い額 (注) 他の共済契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
4	第7条(共済金の支払)(6)の水害共済金	(1)表の①の水害共済金 損害の額

共済金の種類		支払限度額
	(2)表の②の水害共済金	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注1)または共済価額に20%(注2)を乗じて得た額もしくは損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額 (注1) 他の共済契約等に、この損害に対する限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 他の共済契約等に、この損害に対する支払割合が20%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(3)表の③の水害共済金	1回の事故につき、1敷地内ごとに150万円(注1)または共済価額に10%(注2)を乗じて得た額もしくは損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額 (注1) 他の共済契約等に、この損害に対する限度額が150万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 他の共済契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(4)表の④の水害共済金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円(注1)または共済価額に25%(注2)を乗じて得た額もしくは損害の額×共済金額/共済価額のいずれか低い額 (注1) 他の共済契約等に、この損害に対する限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 他の共済契約等に、この損害に対する支払割合が25%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
5	第7条(共済金の支払)(7)の臨時費用共済金	(1) 住宅物件の場合 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円(注) (注) 他の共済契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 非住宅物件の場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円(注) (注) 他の共済契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
6	第7条(共済金の支払)(8)の残存物取片づけ費用共済金	残存物取片づけ費用の額
7	第7条(共済金の支払)(9)の失火見舞費用共済金	1回の事故につき、20万円(注)に被災世帯の数を乗じて得た額 (注) 他の共済契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。
8	第7条(共済金の支払)(10)の地震火災費用共済金	(1) それぞれの共済契約または保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注)を超える場合 (注) 他の共済契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの共済契約または保険契約のおのおのの共済の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、共済の対象ごとに、その共済の対象の共済価額に5%(注)を乗じて得た額を超える場合	1回の事故につき、共済の対象ごとに、その共済の対象の共済価額に5%(注)を乗じて得た額 (注) 他の共済契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

共済金の種類		支払限度額
		(注) 他の共済契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
9	第7条(共済金の支払)(11)の修理付帯費用共済金	(1) 住宅物件の場合 (2) 非住宅物件の場合 1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円 (注) または修理付帯費用の額のいずれか低い額 (注) 他の共済契約等に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。